

地域密着型サービスの運営に関する委員会の設置について

1 運営委員会について

市町村は、介護保険法第42条の2第5項、第78条の2第7項及び第78条の4第6項等に規定する措置として、地域密着型サービスの運営に関する委員会（以下「運営委員会」という。）を設置することなどが必要となる。運営委員会としては、既存の介護保険事業計画作成委員会、地域包括支援センター運営協議会等を活用して差し支えない。

運営委員会は、原則として市町村（保険者としての市町村をいう、以下同じ。）ごとに設置することとするが、日常生活圏域ごとなど、必要に応じて運営委員会の分科会を設置することも差し支えない。

2 運営委員会の構成員

運営委員会の構成員については、地域の実情に応じて市町村長が選定する。
(メンバー例)

- ① 介護保険の被保険者（1号及び2号）
- ② 介護サービス及び介護予防サービスの利用者
- ③ 介護サービス及び介護予防サービスの事業者
- ④ 地域における保健・医療・福祉関係者
- ⑤ 学識経験者 等

3 運営委員会の役割

運営委員会は、①地域密着型サービスの指定を行い、又は行わないこととしようとするとき、②市町村において地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするときに、市町村長に対して意見を述べるほか、③地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市町村長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について、協議する。

4 事務局

運営委員会の事務局は、市町村の介護保険担当部局に置く。

5 その他

運営委員会の設置に当たっては、条例を制定する必要はない。